

地方創生関係交付金について

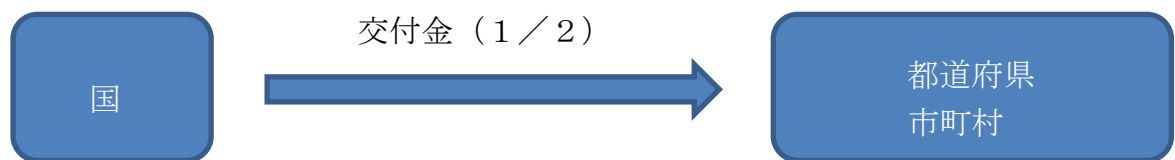
【地方創生推進交付金】

1. 事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援する。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPI の設定と PDCA サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

2. 資金の流れ



3. 令和元年度予算における事業のイメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化等

②先駆的・優良事例の横展開

【手続き】

対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定する。

4. 事業費等

【国の令和元年度予算額】： 1,000 億円

【交付上限額（事業費ベース）及び事業期間】

中枢中核都市

- ・先駆タイプ・・・5.0 億円 5 か年度以内
- ・横展開タイプ・・・1.7 億円 3 か年度以内

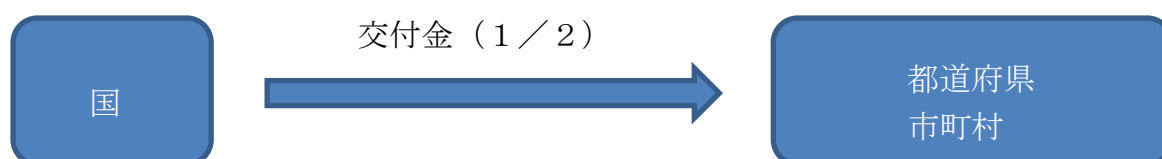
【地方創生拠点整備交付金】

1. 事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。

- ①地域の所得や消費の拡大を促すと同時に「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ②KPI を伴う PDCA サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

2. 資金の流れ



3. 平成 30 年度補正予算における事業のイメージ・具体例

【対象施設】

- ・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- ・地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

【手続き】

対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定する。

4. 事業費等

【国の平成 30 年度補正予算額】： 600 億円

【交付上限額（事業費ベース）】： 20 億円程度（中枢中核都市）

※ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。

※国費 2 億円（事業費 4 億円）以上の事業については、有識者審査が行われる。

【当市における令和元年度地方創生関係交付金事業】

1. 地方創生推進交付金…………… 5 事業

- No. 1 八戸都市圏の食ブランドを活かした広域連携による稼ぐ力強化事業
- No. 2 八戸スポーツビジネス創生事業
- No. 3 八戸産ぶどうを活用したワイン産業の創出による地域活性化事業
- No. 4 はちのへ空き家再生事業
- No. 5 はちのへマチナカ活性化プロジェクト

2. 地方創生拠点整備交付金…………… 1 事業

- No. 6 蕪島エントランス整備事業

※詳細は資料 2 「地方創生関係交付金 事業シート」参照